

会費・賛助金及び寄附金のお礼

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会
代表理事 初山丈夫

平素は、当財団の活動に深いご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたびは温かいご支援を賜りまして、誠にありがとうございました。
頂戴しました寄附金等は、天神崎の自然環境保全を中心とした事業に活用させていただきます。
領収書をお届けしますので確定申告の際にお役立て下さい。
寄附金控除につきましては下記の計算式で算出できます。
詳しくは、税務署へお問い合わせ下さい。
個人住民税の寄附金控除についてはお住まいの市町村役場へお問い合わせ下さい。

記

1. 個人が公益法人等に寄附をした場合、確定申告により「所得控除」又は「税額控除」のうち、どちらか有利な方法を選択して寄附金控除を受ける事が出来ます。
申告の際には、当法人の領収書と税額控除に係る証明書を添付して下さい。

(1) 所得控除

[所得金額－(※所得控除対象寄附金－2,000円)] × 税率 = 所得税額

※ 所得控除対象寄附金は、総所得の40%が上限です。

(2) 税額控除

所得税額－[(※1 税額控除対象寄附金－2,000円) × 40% = 控除対象額※2]

※1 税額控除対象寄附金は、総所得の40%が上限です。

※2 控除対象額は、所得税額の25%が上限です。

個人住民税に関しては、各都道府県・市区町村が各々の条例で指定した団体への寄附金が、個人住民税の寄附金控除の対象となりますが全国一律ではないので個々にお住まいの市区町村でご確認下さい。

- (1) 法人が特定公益増進法人を含め、あらゆる寄附金について損金算入が認められている
一般損金算入限度額の計算式

(資本金等の額 × 事業年度の月数/12 × 2.5/1000 + 当該事業年度の所得金額 × 2.5/100) × 1/2

- (2) 一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人への寄附金の特別損金算入限度額の計算式

(資本金等の額 × 事業年度の月数/12 × 2.5/1000 + 当該事業年度の所得金額 × 5.0/100) × 1/2

※上記(1)(2)の限度額は併用できますが、詳しくは、税務署にお尋ね下さい。